

貨物運送事業者低燃費タイヤ導入支援補助金の 受付開始について

本市では、原油価格や物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれている市内中小貨物運送事業者に対し、燃費向上による輸送コストの負担軽減につながる低燃費タイヤの導入を促進し、事業の維持・継続に向けた緊急支援を行うため、『貨物運送事業者低燃費タイヤ導入支援補助金』を交付します。

1 補助内容

補助金名称	貨物運送事業者低燃費タイヤ導入支援補助金
補助対象者	市内中小貨物運送事業者かつ令和5年4月1日までに関東運輸局神奈川運輸支局において、次の事業許可等を受けた又は届出済の事業者（アからウのいずれかに該当） ア：一般貨物自動車運送事業者 イ：特定貨物自動車運送事業者 ウ：貨物軽自動車運送事業者（2輪を除く。）
補助対象経費	低燃費タイヤの購入価格（税抜）に対して一部補助します。 ※ 自動車の種類によって、次のとおり補助上限額を定めます。また、1事業者あたり保有している車両のうち、30台を申請上限とします。 ※ 令和5年4月1日以降に購入した低燃費タイヤが対象です。
補助上限額	大型自動車：135,000円／台（タイヤ1本あたり13,500円） 中型自動車：63,000円／台（タイヤ1本あたり10,500円） 普通自動車：18,000円／台（タイヤ1本あたり4,500円） 軽自動車：10,000円／台（タイヤ1本あたり2,500円）

2 申請方法

- （1）WEBフォームから事前登録を行ってください。
- （2）低燃費タイヤの購入・装着・支払等を行ってください。
- （3）低燃費タイヤの支払手続き完了後、補助金の申請書類を郵送してください。

※ なお、事前登録は申込順で、補助見込総額が予算相当額に達し次第、終了します。

3 事前登録

令和5年7月18日（火）9時から令和6年1月31日（水）17時まで

4 申請期限

令和6年1月31日（水）まで（消印有効）

5 補助制度の利用に関する問い合わせ先

相模原市 貨物運送事業者低燃費タイヤ導入支援補助金事務局

電 話 042-769-1396

受付時間 9:00～18:00

※土日祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く

※申請方法などの詳細については、市ホームページに『申請の手引き』を掲載しています。

https://industry.city.sagamihara.kanagawa.jp/cat_info/tire/



問合せ先

環境経済局産業支援課

電話（直通）042-707-7154

市内貨物運送事業者(中小企業)の皆様へ

先着順

相模原市 低燃費タイヤ 導入支援補助金



原油価格や物価高騰の影響を受ける貨物運送事業者に対して、燃費向上によって輸送コストを削減するため、低燃費タイヤの購入費用を一部補助します。

自動車1台あたりの上限額は以下のとおりです。

大型自動車	135,000円	普通自動車	18,000円
中型自動車	63,000円	軽自動車	10,000円

※ 1事業者申請は1回まで、申請上限は30台です。

対象となる低燃費タイヤ

- ★一般社団法人日本自動車タイヤ協会（JATMA）が定めるラベリング制度における低燃費タイヤの統一マークが表示されているもの
 - ★各タイヤメーカーの基準により燃費向上の効果が認められるもの
 - ★更生タイヤ（リトレッドタイヤ）は省燃費とされているもの
- ※中古品は対象外



先着順（要事前登録）

申請期間

令和5年7月18日～令和6年1月31日

※申請前の令和5年4月1日以降に取り付けしたタイヤも補助金の対象です。

相模原市

先着順

手続きの流れ



01

事前登録

市ホームページから登録

※令和6年1月31日午後5時まで

※申込順で予算の上限に達し次第、受付終了



02

購入、装着、支払等

令和6年1月31日までに完了
させる必要があります。



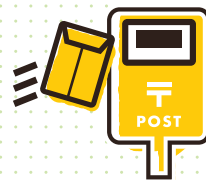
03

交付申請書兼実績報告書、請求書の提出

▷市ホームページから様式を印刷

▷郵送で提出

▷提出期限 令和6年1月31日（消印有効）



詳しくは、市ホームページに掲載されている
「申請の手引き」をご確認ください。

相模原市 低燃費タイヤ 補助金

検索 🔍



詳しくは
こちら

さがみん

【お問い合わせ先】

相模原市貨物運送事業者低燃費タイヤ導入支援補助金事務局

電話番号 042-769-1396

受付時間 午前9時～午後6時

（土・日曜日、祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く）